

令和4年3月4日

業 者 各 位

呉市財務部契約課長

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について

令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和4年2月18日付国不入企第35号）により、呉市においては次のとおり特例措置を講じるとともに、呉市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第26条第6項の規定によるインフレライド条項を準用することといたしました。

また、建設コンサルタント等業務における設計業務委託等技術者単価の取扱いについても同様とします。

1 特例措置

令和3年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格を積算した契約について、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができます。

(1) 対象工事

令和4年3月1日以降に契約を締結する建設工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものとします。

(2) 受注者への通知

対象工事については、新労務単価に基づく請負代金額の変更についての協議を請求できる旨を受注者に対し通知します。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

変更後請負代金額＝新労務単価による工事価格（税抜き）×落札率×1.10

なお、落札率は、入札金額を旧労務単価による工事価格（税抜き）で除した数値とします。

(4) その他

本特例措置に係る受注者からの変更協議の請求期限は、原則として、通知日又は契約日から14日以内とします。

2 インフレスライド条項

約款第26条第6項の規定により、工期内において急激な賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が著しく不適當になったときに請負代金額の変更を請求することができます。

(1) 対象工事

次の要件をすべて満たした工事を対象とします。

ア 令和4年2月28日以前に契約を締結した建設工事のうち、令和4年3月1日において工期の始期が到来していないもの。

イ 受発注者間で定めた基準日以降の残工期が、2か月以上あるもの。

(2) 運用基準

別途「呉市建設工事請負契約約款第26条第6項運用基準」及び「同運用マニュアル（暫定版）」によるものとします。

ただし、運用基準の1.（2）及び4.（3）は除きます。